

5. Column④ : 【交通事故】 知っておきたい後遺障害等級認定の実務

当事務所では、企業法務、離婚問題に加え、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。今回は、後遺障害が「**頭部**」に残存した場合について解説します。

● 高次脳機能障害（記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害など）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
1級1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
2級1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
3級3号	発作の発現はないが、脳波上に明らかにてんかん性棘波を認めるもの
5級2号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
7級4号	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
9級10号	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に限定されるもの

● 麻痺（体に残った麻痺）

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
1級	①高度の四肢麻痺 ②中等度の四肢麻痺で要介護状態の場合 ③高度の片麻痺で要介護状態の場合
2級	①高度の片麻痺 ②中等度の四肢麻痺で要随時介護状態の場合
3級	中等度の四肢麻痺
5級	①軽度の四肢麻痺 ②中等度の片麻痺 ③高度の単麻痺
7級	①軽度の片麻痺 ②中等度単麻痺
9級	軽度の単麻痺
12級	運動性 支持性 巧緻性 速度についての支障がほとんど認められない程度の軽度な麻痺

● てんかん(てんかんの発作)

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
5級 2号	1ヶ月に1回以上の発作があり、かつ、その発作が「意識障害の有無を問わず転倒する発作」又は「意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作」（以下「転倒する発作等」という）であるもの
7級 4号	転倒する発作等が数ヶ月に1回以上あるもの又は転倒する発作等以外の発作が1ヶ月に1回以上あるもの
12級 13号	発作の発現はないが、脳波上に明らかにてんかん性棘波を認めるもの

● 非器質性精神障害(抑うつ状態、不安の状態、意欲低下、慢性化した幻想・妄想など)

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
9級10号	①「就労している者又は就労の意欲のある者」に該当する場合には、「判断項目」のうち2～8のいずれか一つの能力が失われているもの又は「判断項目」の4つ以上についてしばしば助言・援助が必要と判断される障害を残しているもの ②「就労意欲の低下又は欠落により就労していない者」に該当する場合には、身辺日常生活について時に助言・援助を必要とする程度の障害が残存しているもの
12級13号	①「就労している者又は就労の意欲のある者」に該当する場合には、「判断項目」の4つ以上について時に助言・援助が必要と判断される障害を残しているもの ②「就労意欲の低下又は欠落により就労していない者」に該当する場合には、身辺日常生活を適切又は概ねできるもの
14級10号	「判断項目」の1つ以上について時に助言・援助が必要と判断される障害を残しているものをいいます。

● 頭痛(頭が痛い)

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
9級10号	通常の労務に服することはできるが激しい頭痛により、時には労働に従事することができなくなる場合があるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの。
12級13号	通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の強い頭痛がおこるもの
14級9号	通常の労務に服することはできるが、頭痛が頻回に発現しやすくなったもの

部位別後遺障害一覧 各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！

交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

☑ 全身

遷延性意識障害
末梢神経障害
CRPS (RSD, カウザルギー)
脊髄損傷

☑ 上肢

欠損障害
機能障害
動揺関節
偽関節・変形障害
醜状症状

☑ 内臓

胸腹部臓器
呼吸器
循環器
胃
小腸
大腸
肝臓
胆嚢(胆のう)
膵臓
脾臓
腎臓

☑ 脊椎

運動障害
変形障害

☑ その他体幹

その他体幹骨

☑ 頭

高次脳機能障害
麻痺
てんかん
非器質性精神障害
頭痛
頭
醜状障害

☑ 眼

視力障害
調節機能障害
運動機能障害
複視
視野障害
外傷性散瞳
流涙
まぶたの欠損障害
まぶたの運動障害

☑ 耳

欠損障害
耳鳴り
耳漏
難聴

☑ 鼻

嗅覚障害
欠損障害
欠損を伴わない機能障害

☑ 口

咀嚼機能障害
舌の異常
嚥下障害
味覚障害
言語の機能障害
歯牙障害

☑ 首

脊髄障害
食道
むちうち

☑ 手指

機能障害
欠損障害

☑ 下肢

醜状障害
偽関節・変形障害
短縮障害・過成長
欠損

